

無料

事業主の皆さまへ

地元の保健福祉事務所(保健所)を活用し、
事業所の健康づくりをすすめてませんか！

<事業内容>

従業員 50 人未満の事業所に、県の保健福祉事務所の保健師等が訪問し、従業員の健康管理や職場環境づくりに関するご相談に応じます。

<事業主さんからの声>

従業員にタバコの害の話をしてもらい、みんなで話し合っ、タバコを吸う場所を決めました。

健康に関する地域情報を教えてもらい、相談する場所が分かりました。何かの時には利用しようと思います。

保健福祉事務所に保健師や栄養士、精神保健福祉士など、いろいろな職種の人がいることを知りませんでした。

他の事業所がどのような健康づくりを行っているのか聞くことができ参考になりました。



従業員の健康に配慮することによって、こんなメリットが！

生産性の向上

健康経営

従業員の健康管理の強化

安全配慮義務の遂行

「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営とは、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、経営を考えることです。

「元気で安全に働ける職場」を一緒に目指しませんか？

問合せ先 神奈川県 保健福祉局 健康増進課

電話：045-210-4773

FAX：045-210-8857

お問合せの際は、「事業所の健康づくりのチラシを見ました。」と一言いただくとスムーズです。



「事業所の健康づくりを応援します!」

支援を希望される事業主さんは、申込書をご記入いただき FAX してください。

対象となる事業所 県内(保健所設置市を除く)に所在する従業員 50 人未満の事業所

保健所設置市：

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市

申込方法 申込書の各欄を記入してください。

記入した申込書を FAX してください。(FAX 045-210-8857)

後日、健康増進課からご連絡します。

申込書

(様式1)

事業所名称	
フリガナ	
代表者氏名	
事業所の所在地	〒
電話番号	
ファクシミリ	
業種 (チェックしてください)	農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業 その他 ()

